（義肢装具士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行前に義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る義肢装具士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の義肢装具士名簿の登録事項を第十七条の規定による改正後の義肢装具士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により義肢装具士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（歯科衛生士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行前に歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る歯科衛生士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の歯科衛生士名簿の登録事項を第十八条の規定による改正後の歯科衛生士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により歯科衛生士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この省令の施行前にあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の三第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係るあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項のあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿の登録事項を第十九条の規定による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定によりあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（柔道整復師法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行前に柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る柔道整復師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の柔道整復師名簿の登録事項を第二十条の規定による改正後の柔道整復師法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により柔道整復師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（救急救命士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この省令の施行前に救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る救急救命士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の救急救命士名簿の登録事項を第二十一条の規定による改正後の救急救命士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により救急救命士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（理容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条　この省令の施行前に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第五条の二第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る理容師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の理容師名簿の登録事項を第二十二条の規定による改正後の理容師法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により理容師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（美容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この省令の施行前に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第五条の二第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る美容師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の美容師名簿の登録事項を第二十三条の規定による改正後の美容師法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により美容師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（言語聴覚士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この省令の施行前に言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る言語聴覚士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

２　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の言語聴覚士名簿の登録事項を第二十四条の規定による改正後の言語聴覚士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により言語聴覚士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。